

第 2 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和2年10月8日

(令和元年度決算)

(知事公室・総務部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 2 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和2年10月8日(木曜日)

午後0時59分開議

午後2時44分閉会

本日の会議に付した事件

議案第35号 令和元年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第46号 令和元年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第50号 令和元年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

- 委員長 田代国広
- 副委員長 高木健次
- 委員 松田三郎
- 委員 小早川宗弘
- 委員 磯田毅
- 委員 河津修司
- 委員 西山宗孝
- 委員 竹崎和虎
- 委員 池永幸生
- 委員 城戸淳
- 委員 本田雄三
- 委員 荒川知章

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

- 公室長 白石伸一
- 政策審議監 倉光麻里子
- 危機管理監 厚地昭仁
- 政策調整監 津川知博
- 秘書グループ課長 上田哲也

広報グループ課長 本田敦美

くまモングループ課長 浦田美紀

危機管理防災課長 柴田英伸

総務部

部長 山本倫彦

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 宮本正

総括審議員兼政策審議監 平井宏英

総務私学局長 手島伸介

人事課長 城内智昭

財政課長 梅川日出樹

県政情報文書課長 鋤本亮太

総務厚生課長 中川浩徳

財産経営課長 永江昌二

私学振興課長 市川弘人

市町村課長

兼県央広域本部総務部長 清田克弘

消防保安課長 橋本誠也

税務課長 久保田健二

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 本田充郎

会計課長 村上勲

監査委員・同事務局職員出席者

監査委員 福島誠治

局長 富永章子

監査監 林田孝二

事務局職員出席者

議事課主幹 山本さおり

議事課主幹 若杉美穂

午後0時59分開議

○田代国広委員長 ただいまから、第2回決算特別委員会を開会いたします。

本日から審査に入りますので、委員及び執行部の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、まず本日の本会議で商工観光労働部を商工労働部と観光戦略部に改編する条例が可決されたことに伴い、前回お諮りした審査日程について別紙のとおり変更させていただきます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 異議なしということですので、審査日程については別紙のとおり変更させていただきます。

次に、決算審査方針についてお諮りします。

お手元に配付しております令和2年度決算特別委員会審査方針(案)を、担当書記に朗読させます。

○山本議事課主幹

令和2年度 決算特別委員会審査方針
(案)

本委員会は、令和元年度予算の執行状況等について、次のような審査方針のもとで執行部の説明及び監査委員の意見を聴取しながら、慎重に審査を行う。

- 1 予算の執行は、議決の趣旨に沿って、合理的かつ効率的に行われ、所期の目的が達成されたか。
 - (1) 歳入は適正に確保されたか。
 - (2) 歳出の執行に遺憾な点はなかったか。
 - (3) 主要な施策はいかに達成されたか。
- 2 財産管理は十分であったか。
- 3 執行体制に問題はなかったか。
- 4 法令違反等はなかったか。
- 5 前年度決算特別委員会の指摘事項は、どのように処理されたか。

以上です。

○田代国広委員長 決算審査方針は、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認め、今後この方針に沿って審査を進めることといたします。

これより、本委員会に付託された一般会計及び各特別会計決算の審査に入ります。

まず、本田会計管理者から、挨拶と決算概要説明をお願いいたします。

○本田会計管理者 会計管理者の本田でございます。

執行部を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和元年度の一般会計及び特別会計の決算につきまして、地方自治法第233条の規定に基づき、歳入歳出決算書等の調製を行い、9月定例会に監査委員の決算審査意見書を付して、決算の認定に係る議案の提出を行ったところでございます。

なお、企業局、病院局の企業会計に係る決算につきましても、地方公営企業法に基づき同様の手続を行っております。

今後、本委員会において部局ごとに御審議をいただき、次の定例会におきまして決算の認定をお願いすることにしております。

田代委員長、高木副委員長をはじめ委員の皆様におかれましては、よろしく御審議、御指導のほどお願いいたします。

続きまして、一般会計及び特別会計の決算の概要を御説明申し上げます。

着座にて、御説明さしあげます。

お手元にお配りしております決算の概要、これに沿いまして令和元年度一般会計及び特別会計の決算を総括的に御説明いたします。

なお、説明におきましては原則として1,000万単位を切り捨て、億円単位で書いておりますので、よろしく申し上げます。

まず、1ページをお願いいたします。

一般会計決算収支の状況につきまして、御説明いたします。

上段の表は、令和元年度の決算状況を平成30年度と比較しお示ししております。

その内容につきましては、表の下に記載しております概況にて説明させていただきます。

一般会計の決算額の歳入は8,333億円で、前年度に比べ1,014億円の減少、歳出は8,113億円で、前年度に比べ996億円の減少となっております。

また、歳入歳出差引額いわゆる形式収支については220億円と、前年度に比べ18億円の減少、翌年度に繰り越すべき財源は115億円と、前年度に比べ7,000万円の減少、最下段の実質収支については105億円と、前年度に比べ17億円の減少となっております。

右側、2ページの上段、図1を御覧ください。

図1は、過去10年間の決算規模の推移を示しております。

本年度の決算額につきましては、前年度より全体的に大幅な減少となっておりますが、熊本地震以前の決算額おおよそ7,500億ぐらいが多かったわけですが、それよりはまだ大きな額となっております。

次に、3ページをお願いいたします。

歳入の状況でございます。上段の表は、令和元年度の状況を平成30年度と比較してお示ししております。

まず、中段の概況を御覧ください。

歳入の決算額は8,333億円で、前年度と比べて1,014億円減少しております。

決算額のうち自主財源、表の中段ぐらいにございますが、自主財源は合計で3,546億円と、前年度と比べ100億円の減少となっております。

一方、依存財源は4,787億円と、前年度と比べ914億円の減少となっております。

それぞれの占める割合は、自主財源が42.6

%、依存財源が57.4%で、自主財源が前年度より3.6ポイント増加しております。

続いて、その下のポイントを御覧ください。歳入の主な減少要因をまとめております。

①の国庫支出金は、597億円の減少でございます。これは、主に災害復旧費国庫補助金の減少によるものでございます。

②の県債は、318億円の減少でございます。これは、主に災害復旧費、それと臨時財政対策債の減少によるものでございます。

右側の4ページを御覧ください。歳出の状況でございます。

上段の表は、これも令和元年度の状況を平成30年度と比較してお示ししております。

まず、概況を御覧ください。

歳出の決算額は、歳出は8,113億円で、前年度と比べ996億円の減少となっております。

続いて、その下のポイントを御覧ください。歳出の主な減少要因をまとめております。

①の災害復旧費は、743億円の減少でございます。これは、主に中小企業等復旧・復興支援事業等グループ補助金に係る事業費が大きく減少したことによるものでございます。

②の土木費は、112億円の減少でございます。これは、主に補助事業に関わる砂防費の減少によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

上段の(4)翌年度繰越しの状況でございます。

表の下、概況を御覧ください。

繰越額は1,102億円で、前年度と比べ218億円の減少となっております。中でも災害復旧費の繰越額は、前年度と比べ228億円の減少となっております。

また、このうち事故繰越額は198億円で、前年度と比べ14億円の減少となっております。

次に、下段の(5)不納欠損の状況でございます。合計で2億円の不納欠損処分を行っております。

内訳は、県税が件数で95.4%、金額で98%と大部分を占めております。

右側、6ページの上段をお願いいたします。

(6)収入未済額の状況でございます。収入未済額は26億円で、前年度と比べ700万円の減少となっております。内訳は、県税が19億円で73.7%を占めております。

なお、収入未済額は平成21年度の62億円をピークに、10年連続で減少しているところでございます。

下段の(7)不用額の状況でございます。不用額は339億円で、前年度に比べ208億円の減少となっております。

続きまして、特別会計の決算の状況を御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

上段の表は、16あります特別会計を合計した額を、決算収支の状況としてまとめたものでございます。

なお、個別の特別会計の決算の状況につきましては、右側の8ページ上段の表のとおりとなっております。

7ページにお戻りください。

表の下、概況を御覧ください。

特別会計全体の決算額は、歳入が3,461億円で、前年度と比べ79億円の減少、歳出は3,340億円で、前年度と比べ96億円の減少となっております。

なお、実質収支は114億円で、前年度と比べ13億円の増加となっております。

次に、ポイントでございますが、歳出額が増加した主な会計と、減少した主な会計を記載しております。

まず、(1)の歳出額が増加した主な会計でございます。

中小企業振興資金特別会計で、85億円の増

加となっております。

次に、(2)の歳出額が減少した主な会計でございます。

公債管理特別会計で、163億円の減少となっております。

9ページをお願いいたします。

上段の(2)翌年度繰越しの状況でございます。

港湾整備事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の2会計におきまして、合計17億円の繰越しを行っております。

中段の(3)不納欠損の状況でございます。

中小企業振興資金特別会計におきまして、3,300万円の不納欠損処分を行っております。

下段の(4)収入未済額の状況でございます。

6つの特別会計で、合計31億円の収入未済額があり、そのうち中小企業振興資金特別会計が最も大きく、全体の92.6%を占めております。

次に、10ページをお願いいたします。

(5)不用額の状況でございます。不用額は、特別会計全体で58億円となっており、前年度と比べ23億円増加しております。

11ページをお願いいたします。

11ページと12ページは、財産に関する調書の総括表でございます。

13ページからは参考資料でございまして、13ページは一般会計、特別会計の決算額の推移を、14ページ以降は各種基金の関係資料などをまとめております。

以上で、決算の概要の説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、今後の審議の中で各部局から御説明させていただきます。

委員の皆様方には、長期にわたり御審議をいただきます。何とぞよろしく御願い申し上げます。

○田代国広委員長 次に、福島監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いいたします。

○福島監査委員 代表監査委員の福島でございます。

4人の監査委員を代表しまして、決算審査の意見の概要を御説明いたします。

失礼して、着座にて説明させていただきます。

お手元に、青い冊子の書類があるかと思えます。これをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

まず、第1、審査の対象ですが、一般会計及びここに記載の16の特別会計でございます。

次に、第2、審査の方法ですが、記載しております4点に主眼を置きながら、関係部局に必要な資料及び説明を求め、慎重に審査をいたしております。

次に、第3、審査の結果及び意見の1、審査の結果でございます。

これが全体的な結論になりますが、調書の計数につきましては、様々な関係諸帳票等の計数と符合し、いずれも正確であることを確認しております。

また、財務に関する事務の執行においては、一部において改善または留意を要する事項が見受けられましたが、預け、差し替え等の不適正な経理処理の事例は認められず、全体として予算の趣旨に沿い、おおむね適正かつ効率的、効果的に処理されていると認めたところでございます。

2ページをお願いします。

2、審査の意見でございますが、まず(1)の財政状況につきましては、上段に記載の分は先ほど本田会計管理者から説明がございましたので省略し、同じページの表の下に記載の主な財政指標等について触れさせていただきます。

まず、財政調整用4基金残高は総額309億円余と、前年度から92億円余減少している一方で、通常県債残高は8,600億円余と前年度から14億円余減少し、これで12年連続の減少となっております。

また、財政の弾力性を示す経常収支比率は前年度より若干上昇しており、さらに財政健全化判断比率である実質公債費比率は、前年度より改善している一方で、将来負担比率は3年連続の上昇となっております。

3ページをお願いします。

(2)の未収金の状況ですが、特別会計も含めた未収金総額は58億円余であり、前年度から0.2%減少しております。

4ページをお願いします。

未収金のうち、まずアの県税については、前年度よりも3,800万円余減少しております。

特に個人県民税は、前年度から2億円余も減少し、これで9年連続の減少となりますが、その一方で新型コロナの影響等もあり、法人2税が前年度から8,000万円余増加しております。

次に、イの県税以外につきましては、全体では前年度より2,500万円余増加しているものの、回収に向けた着実な取組により、滞納案件55件のうち約6割の32件で、未収金が減少しています。

そこで、今後とも個別の事情に留意しつつも、効果的な回収に努め、未収金の縮減を図るとともに、新規未収金の発生を未然に防止する対策を講じるよう、意見を付させていただいております。

続いて、(3)財務事務の執行状況について申し上げます。

まず、①定期監査の結果として全体の状況を記載しておりますが、年間を通じて256機関の定期監査を実施した結果、全体としてはおおむね適正に処理されているものの、表に記載のとおり一部に改善または留意を要する

事項や課題が発生しております。

②財務事務の執行における主な課題として、5ページにかけまして発生事例を紹介しております。

まず、収入事務では、県税の誤還付や契約主体が不適切であった事例がありました。

また、支出事務では、契約手続に誤りがあった事例や、遅延利息が発生した事例などが散見されております。

そこで、下段にこうした課題が発生した原因や講じるべき対策等について意見を述べております。

まず、課題発生の原因分析として、一義的には担当職員の不注意や理解不足により基本的な事項が遵守されていないこと、併せて、管理監督職員のチェックが不十分であることから発生しているものと考えられます。

また、全庁的には、これまでの行財政改革に伴う職員削減に加えて、熊本地震からの復旧・復興のために、他県からの派遣職員や任期付職員など、多様な人材を任用したり、特にここ数年は新規採用職員が増加したことなどにより、全体的に財務事務に不慣れな職員が増加し、財務部門が弱体化していることも原因として挙げられるのではないかと考えております。

そこで、課題の発生防止のために講じるべき対策としまして、効果的な研修のさらなる充実はもちろん、所属内での相互確認のさらなる徹底や、本庁所管課による支援体制の強化、さらには定型的な業務については、ICTを活用したチェック体制の強化が必要と考えております。

また、今年度から事務の的確・適正な執行の確保に関する制度が導入されております。

そこで、本制度も活用し、PDCAサイクルの各局面において、事務処理を行う担当所属に任せきりにすることなく——一次のページに移りますが——関係部局が一体となった執行体制の強化に努めるよう意見を述べさ

せていただいております。

最後に、(4)熊本地震、新型コロナウイルス、令和2年7月豪雨災害に係る取組について意見を付させていただきます。

本県は、現在トリプルパンチに見舞われ、県民の生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしています。

そうした中で、国においては骨太の方針で本県への支援を明確にされていますが、今後の財政需要の急増は必至であり、将来にわたって厳しい財政状況に直面することも想定されます。

そこで、意見としまして、将来の財政運営を見据えながらの自主財源のさらなる確保と国に対する本県への財政支援の継続要望とともに、最小の経費で最大の効果を上げるよう、事業の重点化を図りながら、効率的、効果的な行財政運営に努める必要があることを付しております。

また、特に今回の豪雨災害に関しましては、被災者の生活再建や地域の再生に向け、適時適切な対応とともに、復旧・復興プランを策定し、全庁一丸となって取り組んでいただきたいと考えております。

さらには、これらの災害等への対応には息の長い取組が必要であり、職員のメンタル面への影響が懸念されますので、業務に携わる職員の健康管理に十分留意するようとの意見も述べさせていただきます。

以上が決算審査意見でございます。よろしくお願いいたします。

○田代国広委員長 これから各部局の審査に入りますので、会計管理者はここで所定の席へ移動してください。

(会計管理者、席を移動)

○田代国広委員長 それでは、知事公室及び総務部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、知事公室長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。以下、総務部の順にお願いいたします。

初めに、白石知事公室長。

○白石知事公室長 知事公室でございます。

知事公室の令和元年度決算概要について御説明申し上げます。

お手元の「決算特別委員会説明資料 知事公室」と表紙に記載しております資料をお願いいたします。

まず、1ページをおめくりください。

令和元年度歳入歳出決算総括表を御覧ください。

知事公室の決算は、一般会計でございます。

歳入の決算状況でございますが、収入済額は2億2,413万円余、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に歳出の決算状況でございますが、支出済額は25億3,462万円余、繰越額は9,032万円余、不用額が2億616万円余でございます。

詳細につきましては、各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○津川政策調整監 知事公室付でございます。

まず、本年度の監査状況について、知事公室の指摘事項につきましてはございません。

続きまして、お手元の決算特別委員会説明資料、知事公室により御説明をいたします。

資料の2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、右から4番目の欄、予算現額と収入

済額との比較欄について御説明いたします。

上の2段目から、自然環境整備交付金502万円余、地方創生推進交付金3,936万円余、地方創生拠点整備交付金3,554万円余があります。これは、いずれも南阿蘇村の旧東海大学阿蘇キャンパスに整備した震災遺構の事業費の減及び一部事業の繰越しに伴う国庫補助金の減によるものとなります。

最下段の繰越金につきましては、平成30年度から繰り越しました熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業に係る一般財源となります。

次に、3ページをお願いいたします。

主な歳出について御説明いたします。

最下段、防災費の防災総務費についてですが、中ほどの不用額の欄を御覧ください。

不用額が9,056万円余となっております。これは、先ほど歳入で触れました旧東海大学阿蘇キャンパス内の震災遺構の旧1号館校舎及び地震断層の保存工事の設計見直しや、入札に伴う執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰越しにつきましては、附属資料にて御説明いたします。決算特別委員会附属資料、知事公室の1ページをお願いいたします。

最上段の熊本地震震災ミュージアム具体化推進事業でございます。

熊本地震震災ミュージアム具体化推進事業に要する経費として5,934万円余を、令和2年度へ繰り越しております。

繰越しの理由は、南阿蘇村の旧東海大学阿蘇キャンパスに整備する体験展示施設等の基本設計に当たり、整備の方向性を示す基本計画の策定に、東海大学との協議や市町村などの意見調整に時間を要し、基本設計の年度内完了が見込めなかったためでございます。

建物展示の基本設計については令和2年3月に、外構の基本設計については同年6月に、それぞれ業務委託契約を締結し、業務に着手しております。いずれも令和3年2月末

には完了する予定となっております、9月1日現在の進捗率は50%となっております。

知事公室付は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上田秘書グループ課長 秘書グループでございます。

決算特別委員会説明資料、知事公室のほうに、お戻りいただきたいと思っております。

資料の4ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、歳出についてでございます。

資料の5ページをお願いいたします。

歳出につきましては、予算現額3億855万円余に対し、支出済額2億9,130万円余となっております。

備考欄をお願いいたします。

歳出の内訳でございますが、職員給与費、秘書課諸費、『ONE PIECE』連携復興応援事業などがございます。

なお、不用額1,103万円余は、入札及び経費節減に伴う執行残でございます。

次に、繰越しについて御説明いたします。

別冊の附属資料、1ページをお願いいたします。

まず、ページ中段の明許繰越しにつきましては、掲載のとおり熊本地震犠牲者追悼式の事業費のうち、業務委託に要する225万円余を令和2年度へ繰越しております。これは、毎年4月14日に追悼式を開催するため、その準備を前年末から行う必要があるためでございます。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年350人規模を26人に大幅縮小の上、開催をしております。進捗率は100%でございます。

続きまして、一番下の段、事故繰越でございます。『ONE PIECE』連携復興応援事業に要する費用のうち、像の設置に要する396万円

余を繰越しております。昨年度は4体の像を設置する予定でしたが、このうち熊本市のチョッパー像、それから御船町のブルック像の2体につきまして、像の制作は完了いたしました。しかしながら、3月に予定をしておりました除幕式が新型コロナウイルスの影響でやむなく中止となりました。そのため、像の設置と除幕式を延期したためでございます。

なお、一番右の、現在の進捗率ゼロ%となっておりますが、11月中旬に像の設置と除幕式を行う予定としており、100%となる見込みでございます。

秘書グループは以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○本田広報グループ課長 資料は、決算特別委員会説明資料、知事公室分にお戻りいただきまして、6ページを御覧ください。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

収入済額は357万円余、その内訳は、県ホームページ等に広告を掲載する際の広告料です。

また、過年度収入といたしまして、2,000円を返納しております。これは、平成30年度の出張旅費におきまして、一部会食費との重複がありましたことから、昨年度、適正な調整処理を行ったものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

資料の7ページをお願いします。

歳出につきましては、予算現額3億4,962万円余に対し、支出済額3億4,308万円余となっております。

歳出の内訳としましては、職員給与費などの一般管理費、県広報誌の発行やテレビ、ラジオ、新聞での広報などに要する広報費でございます。

なお、不用額は654万円余で、入札及び経

費節減等による執行残でございます。

広報グループは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦田くまモングループ課長 くまモングループでございます。

資料おめくりいただいて、8ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はありません。

収入は、雑入としてのくまモン関連の書籍出版に伴う原稿料1,000円でございます。

続きまして、資料9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、上段の総務費が予算現額5,311万円余に対し、支出済額が4,178万円余、翌年度繰越額が1,105万円でございます。

繰越額につきましては、後ほど御説明いたします。

事業の内訳としましては、備考欄に記載しておりますくまモンのイラストの使用許可に要する経費及びくまモンを活用したPR事業でございます。

不用額28万円余は、執行残でございます。

次に、下段の商工費は、予算現額4億9,662万円余に対し、支出済額4億8,671万円余となっております。

事業の概要に八つ事業を記載しておりますが、主なものといたしましては2番目、7番目、くまモンを活用した国内外のプロモーション推進事業、そして3番目のくまモン隊の運営に要する経費などがございます。

不用額990万円余は、経費節減及び執行残でございます。

それでは、次に繰越しについて御説明いたします。

別冊附属資料の繰越事業調べ2ページをお開きください。

2ページの上段になります。

くまモンを活用したPR事業のうち、1,105万円を翌年度に繰り越しております。

繰越理由といたしましては、本年3月に開催を予定しておりました、くまモン誕生祭を新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、急遽、延期するとしたためでございます。

進捗状況といたしましては、現在、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中でございまして、これまでのような大規模集客型のイベントとして誕生祭を開催するということが難しいため、手法を変えまして、コロナ禍でも皆さんに楽しんでいただけるような映像を、国内外に広く発信するというようなところで進めております。6割程度の進捗率でございますが、映像については今年12月の配信を予定しております。

くまモングループは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柴田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

危機管理防災課の決算について御説明申し上げます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はありません。

主な歳入について御説明申し上げます。

まず、国庫支出金でございますが、最下段の地方創生推進交付金は、3,497万円余を受け入れております。これは、熊本地震デジタルアーカイブ事業に関する国の交付金でございます。

続きまして、資料の11ページをお願いいたします。

1段目、諸収入でございますが、全体で1,956万円余を受け入れております。

主な内訳は、3段目の防災行政無線負担金と、4段目の防災情報ネットワーク負担金でございます。それぞれ、管理運営に係る市町村等からの負担金でございます。

最下段の繰越金は、防災センター整備事業分でございます。平成30年度からの繰越し515万円余を、令和元年度予算として歳入で計上したものでございます。

次に、12ページをお願いします。

歳出について、主な事業について御説明申し上げます。

2段目、一般管理費につきましては、右側の備考欄に記載のとおり、当課の危機管理関係の職員給与費、あと地域振興局の災害待機のための時間外勤務手当等に係る経費でございます。

続きまして3段目、防災費の防災総務費についてですが、これは当課の防災関係の職員給与費をはじめ、地域防災力強化事業、防災情報共有基盤整備事業等についての経費でございます。

不用額欄に記載しております8,348万円余につきましては、主なものは防災センター整備事業及び防災行政無線等の保守点検に係る執行残及び入札残でございます。

繰越しについて御説明いたします。繰越関係資料の別冊決算特別委員会附属資料の2ページをお願いいたします。

防災センター整備事業でございますけれども、防災センターにつきましては、県央広域本部との合築により整備することとしており、平成30年度と令和元年度の2か年で基本設計と実施設計を一括して委託しておりました。熊本市と県警との交差点協議等に不測の日数を要したため、繰越しを行ったものでございます。

なお、本年5月には設計全体が完了しており、繰越額に係る現在の進捗率は100%となっております。

危機管理防災課は以上でございます。どうぞ御審議をよろしくをお願いいたします。

○田代国広委員長 次に、山本総務部長から総括説明をお願いします。

○山本総務部長 総務部令和元年度決算概要につきまして、御説明させていただきます。

総務部の令和元年度決算概要につきまして、お配りしておりますお手元の「決算特別委員会説明資料 総務部」と表紙に記載しております資料により御説明いたします。

1ページ目の令和元年度歳入歳出決算総括表を御覧ください。

総務部の決算に関連します会計は、一般会計、全国型市場公募地方債の発行に係る公債管理特別会計、市町村が行う公共施設の整備事業等に係る市町村振興資金貸付事業特別会計の3会計でございます。

これらの3会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、収入済額7,355億6,903万円余、不納欠損額は2億2,695万円余、収入未済額は19億9,538万円余となっております。

不納欠損額と収入未済は、県税及びその加算金に係るものでございます。

次に、3会計合わせた歳出の決算状況でございますが、支出済額3,230億7,031万円余、繰越額11億8,168万円余、不用額が48億7,393万円余でございます。

不用額の主なものは、復興基金を財源とする市町村事業への交付金の執行見込みと実績との乖離に伴う執行残及び人件費の執行残、入札経費節減に伴う執行残などでございます。

以上が総務部の令和元年度歳入歳出決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○田代国広委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○城内人事課長 人事課でございます。

決算の説明に入ります前に、本年度の定期

監査における指摘事項について申し上げます。

総務部は、市町村課について御指摘をいただいております。後ほど、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、人事課の決算につきまして御説明申し上げます。

お手元の、令和2年度決算特別委員会説明資料、総務部の2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

諸収入の各項目とも調定額どおりの収入となっており、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、総務管理費のうち一般管理費でございますが、職員42名分の給与費及び人事課で一括管理しております知事部局職員の災害対応等に伴う時間外勤務手当等でございます。

不用額6,291万円の主なものは、この人事課で一括管理しております時間外勤務手当の執行残でございます。

次に下段の人事管理費でございますが、知事部局職員の退職手当及び課の運営経費等でございます。

不用額3,878万円余の主なものは、退職手当の執行残でございます。

人事課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

まず、一般会計について御説明します。

歳入については、不納欠損額、収入未済額はございません。

予算現額と収入済額との比較の欄を御覧ください。

中ほどの地方法人特別譲与税で、1億

7,000万円余増となっております。これは、決算額が予算上の見込額を上回ったものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

1段目の地方特例交付金のうち、3段目でございますが、子ども・子育て支援臨時交付金で1億5,000万円余の減、その下の地方交付税で2億4,000万円余の減となっております。これは、決算額が予算上の見込額を下回ったものでございます。

おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。

一番下の平成28年熊本地震復興基金繰入金でございますが、18億4,000万円余の減となっております。これは、基金を活用した事業の執行額が見込みを下回ったため、基金からの繰入額が少なくなったことによるものでございます。

7ページをお願いいたします。

中ほどの諸収入で、宝くじ収入が8,000万円余の増額となっております。これは、宝くじの売上げが予算上の見込みを上回ったことによるものでございます。

おめくりいただき、8ページをお願いいたします。

県債の収入でございます。

一番上の県債の合計欄の予算現額と収入済額の比較が465億円余の減となっております。これは、県債を財源とする事業の予算を、翌年度に繰り越したことなどによる差額でございます。

各事業の執行状況につきましては、各部局の審査において説明をさせていただきます。

ここから16ページまでが、県債の収入でございます。全て調定額どおりに収入されております。

17ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

1段目の総務費ですが、不用額が400万円余でございます。これは、財政課で一括計上し

ております赴任旅費の執行残などがございます。

おめくりいただきまして、18ページをお願いいたします。

予備費ですが、当初予算額2億円のうち、新型コロナウイルス感染症対応などで6,600万円余を執行いたしましたので、1億3,000万円余が不用額となっております。

19ページをお願いいたします。

こちらは、公債管理特別会計でございます。この特別会計は、市場公募債やいわゆる借換債などの返済を管理するものでございます。

歳入につきましては、いずれも調定額どおりに収入されております。

20ページをお願いいたします。

歳出でございますが、市場公募債や借換債に係る元金及び利子の償還金並びに発行手数料などがございます。

財政課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○楯本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

資料の21ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、資料22ページをお願いいたします。

歳出でございます。

主なものを説明いたします。

まず、上から3段目の文書費でございます。これは、行政文書の管理等に要する経費でございます。

不用額1,000万円余は、入札及び経費節減等に伴う執行残でございます。

次に、一番下の段の大学費でございます。これは、公立大学法人熊本県立大学に対する運営費交付金等でございます。

県政情報文書課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中川総務厚生課長 総務厚生課でございます。

資料の23ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、24ページをお願いします。

歳出でございます。

主なものを御説明いたします。

中段の人事管理費でございますが、支出済額5億980万円余となっております。その内訳は、備考欄の記載のとおりでございます。

不用額1,580万円余の主なものとしましては、庶務事務システムにおける維持管理費や職員住宅管理費の執行残などによるものでございます。

総務厚生課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

説明資料の25ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はありません。

下段に、財産売払い収入が17億9,100万円余でございますが、これは熊本テクノプラザや老朽化により用途を廃止した職員住宅など14件の未利用県有財産の売却収入でございます。予算現額に対し2億4,100万円余の増となっておりますが、売却予定額と実績額の差によるものでございます。

なお、この売却物件の詳細につきましては、別冊の決算特別委員会附属資料の7ページから8ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。

説明資料の27ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

中段の財産管理費は、県庁舎及び総合庁舎等の管理費や、県有施設の集約化等に要する

経費でございます。2億1,400万円余が不用額となっておりますが、これは維持管理の業務委託等に係る入札や、経費節減に伴う執行残等でございます。

繰越しにつきましては、後ほど御説明いたします。

下段の災害復旧費ですが、これは熊本地震で被災した県庁舎や総合庁舎等の災害復旧に係る経費でございます。

不用額が1億3,100万円余ございますが、入札に伴う執行残でございます。

次に、繰越事業について御説明いたします。

別冊の決算特別委員会附属資料1ページをお願いいたします。

まず、県庁舎維持補修費につきましては、庁舎の電気設備更新工事において、電源供給先との協議に不測の日数を要したこと等により繰り越したものでございます。

2段目及び3段目は、いずれも鹿本総合庁舎のLED導入及び空調設備に係る改修でございますが、4段目のFM推進県有施設集約化事業における当該庁舎の改修工事が入札不調により遅れたため、同時期に実施するこれら3つの工事の年度内の完了が困難となったものでございます。

なお、4段目の事業は、鹿本のほか天草総合庁舎の改修工事も入札不調となり、合わせて1億5,100万円余を繰り越しております。

5段目は、県民等の安全確保のため、県有施設の壁面等を点検する事業でございますが、調査員の確保等に不測の日数を要し、繰り越したものでございます。

最後に、6段目及び7段目の県庁舎等施設災害復旧費ですが、これは県庁舎や上益城総合庁舎等の災害復旧関係で、工事日程の調整や関係機関との協議等に不測の日数を要し、繰り越したものでございます。

いずれの事業も年度内に完了する予定でございます。

財産経営課は以上です。どうぞよろしくお願いたします。

○市川私学振興課長 私学振興課でございます。

説明資料のほうにお戻りください。28ページをお願いします。

まず歳入でございます。私学振興課の歳入において、不納欠損額及び収入未済額はございません。

予算現額と収入済額に差がある主なものについて、先に歳入減となったものから御説明いたします。

まず、28ページの高等学校等就学支援負担金及び高等学校等就学支援事務負担金、また29ページの奨学のための給付金事業費補助及び私立高等学校授業料減免補助については、対象者が見込みより少なく、補助対象経費が見込みを下回ったことによる減でございます。

次に、歳入増になったものですが、同じく29ページ中ほどの私立高等学校等経常費助成費補助について、生徒1人当たりの国庫補助単価が推計していた金額を上回ったことによる増となっております。

次に、31ページをお願いします。

歳出でございますが、主なものについて説明いたします。

下段の教育費ですが、私学振興費として101億3,200万円余の支出済額となっております。これは、私立学校に対する経常費補助金や私立学校生徒への就学支援金や奨学のための給付金、熊本地震で被災した生徒等への授業料等減免補助金などでございます。

また、教育費については、1億3,700万円余が不用額となっております。

不用額を生じた主な理由ですが、次の32ページの備考欄、10番の私立高等学校等就学支援金事業、19番の奨学のための給付金事業及び22番の被災生徒授業料等減免補助事業にお

いて、対象者が見込みより少なかったことによるものでございます。

これらの3点で、不用額全体の約80%を占めております。

私学振興課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○清田市町村課長 市町村課でございます。

初めに、今年度の定期監査における指摘事項につきまして、御説明申し上げます。

お手元の資料、監査結果指摘事項をお願いいたします。

指摘事項は、「職員の交通法規違反について、私用中に司法処分が科された交通法規違反が1件発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。」でございます。

この交通法規違反の事案の概要は、令和元年11月23日に熊本市中央区において、当課所属の職員が自家用車を運転中に警察の検問を受け、呼気から0.4ミリグラムのアルコール分が検出されたものでございます。

飲酒運転は、重大な事故につながる極めて危険な行為であり、市町村に範を示すべき当課といたしましては、これまでも課内において研修や注意喚起を繰り返し行ってきたところでございます。

事案発生後は速やかに、課内会議を通じて、飲酒運転防止、法令遵守に関する伝達を行うとともに、年度内に飲酒運転防止に係る研修を4回実施するなど、飲酒運転の根絶に向け取り組んでまいりました。

今後も引き続き、課内研修や個別面談を通じ、所属する職員に対して注意喚起を行い、飲酒運転の根絶、安全運転、法令遵守の徹底に取り組んでまいります。

次に、決算の状況について御説明申し上げます。

説明資料の33ページをお願いいたします。

33ページから35ページにかけての一般会計の歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

続きまして、36ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございますが、不用額が大きな項目を中心に御説明いたします。

まず、下から2段目、地域振興局費ですが、これは広域本部、地域振興局の管理運営費や政策調整事業などに要した経費でございます。

不用額の2,900万円余につきましては、入札残及び経費節減等に伴う執行残です。

次に、37ページをお願いいたします。

一番下の段、自治振興費ですが、これは宝くじの市町村交付金、住民基本台帳ネットワークシステムの運営経費、市町村への行財税政支援費などの経費に加え、熊本地震への対応のための平成28年熊本地震復興基金交付金や被災市町村支援事業などに要した経費でございます。

不用額の14億4,000万円余につきましては、主に平成28年熊本地震復興基金交付金によるものでございます。

その理由としましては、当該事業は市町村を通じた間接補助事業で、住まいの確保等被災者それぞれの生活再建の進捗などに合わせて交付するものでございますが、見込みほどの執行が伴わず、執行残が生じたものでございます。

なお、残額は全て平成28年熊本地震復興基金へ積み戻し、引き続き今年度以降の関係事業の財源に充当することとしております。

次に、38ページをお願いいたします。

下から2段目の参議院議員選挙費ですが、これは市町村への国の交付金等の減額により、1,300万円余の不用額が生じております。

続きまして、39ページをお願いいたします。

知事選挙費ですが、投開票経費の節減などにより、市町村交付金等が減額されたことに伴い、1億9,500万円余の不用額が生じております。

次に、熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計でございます。40ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

続きまして、41ページをお開きください。

歳出でございます。

一番下の段の一般会計繰出金ですが、これは広域本部、地域振興局、政策調整事業等の財源として、一般会計へ繰り出したものでございます。

不用額2,400万円余につきましては、繰り出し先事業の執行残です。

市町村課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○橋本消防保安課長 消防保安課でございます。

同じく、説明資料の42ページをお願いいたします。

歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額は共にございません。

主な収入としまして、42ページ3段目から43ページ中ほどにかけての手数料4,700万円余は、消防設備士や危険物、高圧ガス、電気工事士等の許認可に係る手数料収入でございます。

44ページ、お願いします。

雑入5,200万円余は、防災消防航空隊員8名分の人件費に係る市町村負担金等でございます。

次に、45ページをお願いします。

歳出でございますが、主なものを御説明いたします。

4段目の防災総務費につきましては、防災消防ヘリコプターの管理運営に係る経費でござ

います。

不用額3,400万円余は、不測の事態に備えて確保していたヘリの緊急整備費や燃料調達費の残等でございます。

続きまして、次の段の消防指導費でございますが、消防学校の教育訓練機能強化や管理運営費、消防体制強化推進事業などに係る経費でございます。

不用額740万円余は、入札及び経費節減に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額800万円につきましてはですが、これについては別冊の附属資料で御説明いたします。

別冊附属資料、2ページをお願いいたします。

消防学校教育訓練機能強化事業のうち800万円を繰り越しております。

繰越理由ですが、訓練施設の整備に当たり、実施設計に係る委託内容の決定に不測の日数を要したことによるものです。本年10月には完了する予定です。

消防保安課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○久保田税務課長 税務課でございます。

説明資料の47ページをお願いいたします。

まず、歳入に関しまして、県税の決算状況につきまして御説明申し上げます。

1段目の県税の欄を御覧ください。

調定額1,602億700万円余に対し、収入済額は1,580億2,000万円余となっております。

予算現額に対しまして、15億9,600万円余上回っております。

なお、前年度と比較しますと、28億4,800万円余の減収となっております。県費負担教職員制度の見直しに伴いまして、個人県民税について政令指定都市である熊本市に2%の税源移譲を行った影響などによるものでございます。

不納欠損額は2億2,600万円余、収入未済

額は19億6,000万円余となっております。

収入未済額の状況につきましては、後ほど御説明させていただきます。

以下、47ページの2段目、県民税から54ページの1段目、産業廃棄物税までが税目ごとの状況でございます。おおむね収入済額が予算現額を上回っております。

54ページをお願いいたします。

2段目の地方消費税清算金からが、税外収入でございます。

地方消費税清算金につきましては、収入済額が予算現額を37億3,900万円余下回っております。

地方消費税は、国税である消費税とともに、事業者の本社所在地の税務署に納税されます。その後、国から都道府県に地方消費税分が払い込まれますが、税収は企業の本社が集中する都市部に偏在してしまいます。消費税は、財やサービスの消費に対して課されるものでございますので、本来の課税地である最終消費地と税収の帰属を一致させるために、国が定める消費に相当する額という清算基準によりまして、都道府県間で清算を行っております。これが、地方消費税清算金でございます。

令和元年度につきましては、年度途中の10月に税率改正が行われており、その税率改正による税収増を織り込んで清算金収入を見込んでおりましたが、都道府県に収納された地方消費税が清算されるまでに2か月の時間差が生じることから、清算金の対象となる地方消費税の税収が見込みを下回りまして、清算金収入が予算現額を下回ったものでございます。

続いて、56ページをお願いいたします。

2段目の寄附金は、いわゆるふるさと納税に係る寄附金収入でございます。

収入済額が予算現額を5,300万円余下回っておりますが、前年度と比較すると2億2,400万円余の増収となっております。

次に、57ページをお願いいたします。

2段目の諸収入は、主に税に付随する延滞金と加算金によるものでございます。

収入未済額が3,400万円余ございますが、これは全て加算金でございます。

次に、県税の収入未済額の状況につきまして、別冊の決算特別委員会附属資料にて御説明いたします。

附属資料の3ページ、令和元年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

2、県税の収入未済額の過去3か年の推移を御覧ください。

平成29年度から令和元年度につきまして、縦に税目ごとに、横に過年度分、現年度分、計の順番で収入未済額を記載しております。

各年度の計の最下段の合計欄を御覧ください。

県税の収入未済額は、29年度は21億2,300万円余、30年度は19億9,800万円余、そして令和元年度は19億6,000万円余となり、令和元年度は前年度から3,800万円余の圧縮をしております。

県税の未収金は、最も多かった平成21年度決算で55億8,000万円余となって以降、10年連続で減少しております。

税目別では、1段目の個人県民税が収入未済額の7割以上を占めておりますが、これも9年連続で減少しており、令和元年度は13億9,200万円余と、前年度に比べて2億1,300万円余を圧縮したところでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

4ページの下から5ページにかけて、4、令和元年度の未収金対策として記載しております。

県税の未収金対策につきましては、1、実施した取組内容の(1)から(3)に記載のとおり、税収の確保に取り組んだところでございます。特に個人県民税につきましては、5ページ6行目、(3)の個人県民税の徴収強化対策のとおり、重点的に取り組んでおります。

①に記載のとおり、県職員が市町村職員の身分を有する併任徴収や、市町村から県への徴取引継など、市町村への直接支援に取り組むとともに、②に記載のとおり職員のスキルアップや業務効率化等の業務プロセス改善のための間接的な支援を行うことなどにより、徴収率向上に向け市町村と連携して取り組んだところでございます。

その結果、2、取組の成果に記載のとおり、(1)徴収率につきましては、前年度繰越分合計で98.6%と過去最高——これは29年度と同率でございます。過去最高を達成いたしましたして、(2)滞納繰越額につきましても前年度に比べ圧縮することができております。

3、令和2年度以降の未収金対策としましては、(1)のとおり令和2年7月豪雨や新型コロナウイルス感染症による県民生活への影響を踏まえ、また熊本地震により被災された方々も含めまして、納税者の皆様の生活状況等を的確に把握した上で、納税緩和措置の適用など適切に対応していくとともに、税負担の公平性の観点から、差押え等滞納処分について、適正かつ厳正に取り組んでまいります。

(2)の個人県民税対策の推進につきましても、これまで同様、市町村と意見交換しながら、市町村の実情に即した支援を行ってまいります。

さらに、(3)納税者の利便性の確保のために、令和元年度から開始しましたスマホ決済アプリを利用した納付や、平成29年度から開始したクレジット納付の周知に引き続き取り組むとともに、電子マネー決済による県税納付の実施に向けて検討を進めるなど、納税者の利便性向上に取り組んでまいります。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

お手数ですが、決算特別委員会説明資料のほうに、お戻りください。

説明資料の60ページをお願いいたします。

下から2番目の税務総務費は、税務行政の管理運営に要する経費、その下の賦課徴収費は、納税者に対する過誤納還付金や市町村に対する徴収取扱い等の経費で、不用額は、執行残と経費節減等によるものでございます。

次に、61ページの諸支出金ですが、2段目のゴルフ場利用税交付金から63ページの環境性能割交付金まで、県に納付されました税収の一定割合を市町村へ交付する交付金などがございます。

不用額は、交付金の算定基礎となる税収が、予算の見込みを下回ったことによる執行残でございます。

税務課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○田代国広委員長 以上で、執行部の説明が終わりました。

それでは質疑を受けたいと思いますが、質疑をされる方はページ数と担当課名を申し上げてから質疑を行ってください。

それでは、質疑ありませんか。

○松田三郎委員 すみません、非常に基本的な問題で、これ総務部が分かりやすいと思いますけれども、例えば、こちらの1ページで、総括の説明にもありましたけれども、私は20年ほど前に、一番初めにこの決算委員会に来たときに、なかなか今までの委員会とか予算の資料と何か違うような書き方で、ある方に聞いて勉強した記憶がございまして、またしばらく空いていますので、その意味も含めて、今後の部局も同じような記載になりますので、ちょっとこの1ページで、例えば総務部の話でしょうけれども、説明があったように例えばこの収入済額は——一般会計、特別会計含めて、あるいは一般会計だけでもいいですけども、収入済額のこの金額と支出済額の金額、これだけ違うのは何でだろうかとか、この間に何かあるのかとか、通常我々

が聞くのは大体、収入、支出が合っているような資料しか見ませんので、あるいは調定額とは何だったかなと、これは聞けば分かることで、時間使うのも申し訳ない思いがしますが、大体この表の見方というのを、ここで教えておいていただければ、特に初めて決算委員会入られる方の、今後同じような各部局、総括説明のところに出てくる表でございますので、スムーズにいくかなと思いますので、ちょっと我々にでも分かるような用語の説明等も含めて、ざくっとでいいですけども、教えていただければ。

○村上会計課長 会計課でございます。

今回、決算委員会資料関係の取りまとめを行っておりますので、ちょっと会計課のほうで説明をさせていただきます。

まず調定額でございますが、調定額はこれは県が歳入すべき額、いわゆる国庫歳入金ですと、交付決定があったときに、その額を調定額として調定するものでございます。実際その調定額に対して幾ら歳入があったかというものが収入済額、実際に収入があった額が収入済額という形になります。

この各部ごとに、この収入済額と支出済額、違っている額というのが各部ごとでございます。これは県で収入済額及び支出済額を比べたときは、そんなに差はございませんが、例えば今日説明がありました財政課のほうで、県債のほうは全て収入しております。その関係で、各部の事業分も含めて、全て財政課さんのほうで歳入しておりますので、総務部のほうで収入済額というのは相当大きくなってくる。

逆に、支出済額はそういったほかの部の分まで歳入しておりますので、支出済額は総務部においては少なくなってくるというような資料の作り方になっております。

以上でございます。

○松田三郎委員 それは、分かりやすかですね。

総務部は、特にその傾向が顕著ということですね。

○村上会計課長 そういう形になるかと思えます。

○松田三郎委員 税金とか起債の部分があって、収入は大きいけれども、各部局、ほかの部局で支出、事業をして支出があるということで、これだけの差があるということですね。

あとで質問しますけれども、一旦いいです。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○小早川宗弘委員 知事公室のこの説明資料の8ページ、9ページ、くまモンの活動、予算関係についてちょっと教えてほしいんですけども、この8ページ、収入のほうなんですけど、くまモンはたしか2年くらい前から、海外での許諾に関しては、何か費用をもらっていたというふうに思いますけれども、くまモンの許諾料というかな、許諾料収入、これはこのグループのほうには収入として、雑収入なのか何か分からぬけれども、収入というのは入ってこないんですか。

○浦田くまモングループ課長 海外でのくまモンのイラスト利用に係る収入について、お尋ねいただきました。

海外でのイラスト利用というのは、くまモンのイラストというのは県の普通財産ということなんですけど、それを既に海外のキャラクター事業を行っていらっしゃる会社において、海外でのイラスト展開をしているところでございます。

商品のほうは中国とかタイなどで順調にイ

ラスト利用はされているんですが、一定の収入は上がってきている一方、中国での不正対策費用等で経費がかかっておりまして、今はまだそちらのほうが多い状態でございますので、県のほうにまだ歳入としては入ってまいっておりませんが、来年度以降ですね、ちょっと見込みがコロナの関係もありまして分かりませんが、財産貸付収入ということで、県に入ってくることを見込んでおります。

○小早川宗弘委員 はい、分かりました。何か海外でのライセンス収入がかなり多くなるんじゃないかなという期待しておったんですけども、そういう一応、偽ライセンス対策に費用を使っているというふうなことですね。

あと1つよろしいですか。

今令和元年度の活動ではありませんけれども、令和2年度の今コロナ禍の中でのくまモンの活動というのは、今一体どういう状況かどうか、順調なのか暇にしとらすとか、その辺のところをちょっと教えてください。

○浦田くまモングループ課長 くまモンの現在の活動でございますが、コロナ禍で一時期、活動がなかなかできない時期がございました。

けれども、現在は主に、例えば県内でありましたら、コロナの新しい生活様式、こちらのほうのキービジュアルとして、くまモンのイラスト活用もしていただいていますので、その啓発ということで、幼稚園とか保育園を回ったり、それから7月の豪雨災害で被災されたところの被災地のほうへ元気を届けに、くまモンのほうも参ったりしております。

それ以外も、コロナのリスクレベルでそれぞれの状況で異なりますが、国内については行事等、イベント等もだんだん増えてはおりますので、活動のほうはしております。

○小早川宗弘委員 分かりました。また頑張ってください。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○西山宗孝委員 ちょっと1ページ、総務部のことで上げてあることについて教えていただきたいんですけども、会計課のほうでいかと思います。歳出のところでは不用額がまとめて書いてありますよね。全体の締めだと思えるんですけども、この予定しておった分が使わなかった、使えなかった、どうだったかという理由はあると思えるんですけども、この元年度ベースで県の財政上も社会情勢も含めたところで、不用額がこの元年度はどうだったのかを少しお教えいただければと思いますけれども。

○村上会計課長 会計課でございます。

先ほど会計管理者が説明いたしました決算の概要をちょっと見ていただければと思います。決算の概要の6ページを見ていただければと思います。

一般会計の不用額につきましては、全体で339億円ということで不用になっております。前年度比208億円の減少という形に、本年度、一般会計の場合はこういう形になっております。

特別会計のほうは、同じ概要の10ページをお願いいたします。

16の特別会計全体で58億円でございます。前年度比23億円の増加という形になっております。

以上でございます。

○西山宗孝委員 漠としたことを聞いて申し訳ないんですけども、金額については今説明でここにも載っておりますので分かるんですけども、元年度の決算ということで、元年度の事業1年間の推移の中で、特別会計に

については少し増えている、一般については減っているんだということで理解していますけれども、増のことを踏まえて元年度の1年間について、この不用の、対前年度と比較すると減った、増えたがあると思うんですけども、この年として予算計上してあるものについて、不用となったことの大きなところとか代表的なところとか、背景を教えてくださいという質問だったんです。

○田代国広委員長 担当は。

○西山宗孝委員 会計のほうで。

○田代国広委員長 質問の要旨は、分かっていますか。

○村上会計課長 はい、すみません。ちょっと資料のほうを見ておりましたので、すみません。

まず不用額の大きなものでございますが、グループ補助金が災害関係ではあったかと思いますが、グループ補助金に係る交付決定額が所要額よりも見込みが少なかったということで、21億4,000万の不用残というのが出ております。そういったものが大きなものかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○西山宗孝委員 ありがとうございます。私も、まだ勉強不足で申し訳ないんですけども、不用については特に興味があるものから、今後の審査の過程でまた勉強させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○河津修司委員 6ページ、財政課ですが、熊本地震復興基金の繰入金がありません。

額が少なかったということで、また基金に戻したということなんですが、もう地震から4年たって、この復興基金どれくらいまだ、この後使うようなそういった事業というのはまだ残っているんですかね。

○清田市町村課長 市町村課でございます。

すみません、今のお尋ねは6ページのほうには財政課として、地震復興基金繰入金というのがありますけれども、私のほう、市町村課のほうで37ページの中で、自治振興費の6番のほうで、平成28年熊本地震復興基金交付金ということで執行しておりますが、これが今のところ県全体で520数億交付がありましたけれども、そのうち市町村の事業のために大体290億ぐらい割り当てております。

うち、今の時点でおおよそ200億の執行が進みまして、今年度の予算で大体50億ぐらい予算化しております。残り市町村の様子を、状況を確認すると大体30億から40億ぐらいの執行が見込まれておりますので、おおむね、まだまだ住まいの確保ですとか宅地の復旧とかに取り組んでおられるところがありますので、そういうのが進めば、おおむね大体割り当てられた分は執行が進むかなというふうに考えているところです。

○河津修司委員 額として大体、今まだ残っている部分で予定されている事業というのは、もう終わりそうな感じなんですか。

○清田市町村課長 市町村課です。

ちょっと繰り返しになって申し訳ありませんけれども、市町村の事業向けの分に関しては、大体予定していた額を執行しそうな状況にありまして、新たに市町村のほうから、こういうのをやりたいということが来れば、またその都度相談に乗って事業化していこうと考えておりますけれども、最近はずすがに時間も経過しておりますので、新たな相談とい

うのはほぼないような状況でございます。

○河津修司委員 そうであれば、復興基金まだ残っているのであれば、その後は、この残っている部分というか、市町村以外でもまだ使う予定が何かあるんですか、復興基金は。

○梅川財政課長 財政課でございます。

今市町村課からお答えした内容に加えまして、全体的なことを御説明させていただきます。

熊本地震復興基金につきましては、平成28年度に国から特別な財政措置ということで、特別交付税で510億円を頂いております。

それ以外にも宝くじの収益金の配分などもございまして、平成28年の基金設立時に523億円という形でスタートしております。

現在、先ほど市町村課から説明しましたように、復興基金交付金事業ということで、市町村の事業として割り当てているものに加えまして、当然、県の事業として財源を活用しているものもございます。

今年度の予算編成後の状況でございますが、県事業、市町村事業合わせまして、全体の約8割程度今予算化して対応している状況でございます。全体の1割強の財源が、まだ現時点では残っているという状況でございます。

残り100億強の復興基金の財源がございまずけれども、今後も復旧、復興の関連の事業、県事業も出てくる分がございまずので、貴重な財源として熊本地震からの復旧、復興に活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○河津修司委員 有効に使っていただきたいと思いますが、先ほども話が出ました宝くじ、同じ財政課で7ページにあります。宝くじの売上げが見込みより――これはすみま

せん、確認ですが、多かったですか、宝くじの売上げは。

○梅川財政課長 財政課でございます。

7ページの一般会計の歳入の欄に、中ほどに宝くじ収入ということで記載しております。これは資料記載のとおりでございますが、予算現額としては29億4,000万円余を見込んでおりましたが、調定額、収入済額ともに30億3,000万円余ということで、見込みよりも収益金が多くなったものでございます。

以上です。

○河津修司委員 国全体から見ると、宝くじの売上げって減っているような話があったんですが、熊本県は伸びていたということなんですか。

○梅川財政課長 ここ数年のトレンドを見ますと、委員御指摘のように、横ばいから若干減少傾向で推移してきている状況にはございます。ただ、年による変動もございまずし、予算段階では若干堅めに見積もったりする場合もございまずので、この予算現額との差額につきましては、そういった状況を反映した数字になっていると思います。

以上です。

○河津修司委員 分かりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○本田雄三委員 2点教えていただきたいと思ひます。

まず消防保安課さんで、45ページ。防災総務費で不用額が3,400万余となっておりますけれども、これはヘリコプターのいろいろ臨時的な費用が生じた場合にと申すことでお聞きしましたけれども、毎年このような数字になるんですか。参考で教えていただきたい。

○橋本消防保安課長 これは、年度末までにヘリコプターの不具合とかそういったものが考えられますので、予算を確保しておいたものでございますが、ちょっと手元にほかの年度のが今ないんですが、年度の状況によって変動はいたします。修理が多かったりすると、この不用額はちょっと減っていくというような状況でございます。

以上です。

○本田雄三委員 予算に対して1割弱ですね。ちょっと余っていると言う言い方が悪いんでしょうけれども、そういうふうな予算の立て方なのかなど思ったところがありましたので、ちょっとお尋ねをさせていただきました。

もし分かれば、例年の分が参考であれば、教えていただければと思います。

それと、税務課さんで附属資料の4ページ、5ページですね。滞納の未収対応等々の取組が書いてございます。この中で、差押えとかその他の財産を含めた差押え、900件とか920件と書いてありますけれども、法的措置の件数というのが大体分かりますか。分からなければ結構ですけれども、大体どのくらいの件数がそういうふうに、法的手段でこのように取り組まれて解消しているというふうになっているかと思うんですけれども。

○久保田税務課長 税務課でございます。

令和元年度につきましては、その資料に記載のとおり911件の差押えを行ったところでございます。

そのうち、実際に公売まで至ったものはございません。その前に、一方で預金債権から配当を受けたものが30件というふうになっております。

○本田雄三委員 単純で結構で、一応これは

911件と920件と5ページに記載してありますので、合わせて1,800件とか2,000件が裁判所のほうへ、そういう簡易裁判等の申立てをされたのかどうかということです。

○久保田税務課長 資料のほうが分かりづらくて申し訳ございません。

預金、給与等の差押件数が911件ございまして、それ以外の差押えが9件ございまして、それを入れると920件ということでございます。差押件数は、これを足した1,800ではございませんで、920件が全てでございます。そのうちの大半、911件が預金債権でございますので、その中から配当を受けたものが30件ほどありまして、あとは自主的な納税等で対応していったというところでございます。

○本田雄三委員 はい、分かりました。

○田代国広委員長 委員の皆さんにお願いしておきますが、決算委員会でございますので、ここに審査方針があるように、これに沿ったところでの質疑をお願いしておきたいと思っております。

○城戸淳委員 県税の未収金の関連で、よろしいですか。

○田代国広委員長 はい。

○城戸淳委員 県税の未収金に関しては、個人県民税に関しては非常に、市町村等も連携ということで減少傾向ということでありますけれども、ちょっと私が見た中で、これ何ページですかね、3ページですね、総務部の中で軽油引取税のことをちょっとよかですか。

30年が740万で、令和元年は1億1,000で、1億200万ぐらい増えているというのが、その要因は何かというのと、29年は3,400万ぐ

らいあって、この元年が1億、これだけの軽油税の未収金があるという要因は何でしょうか。

○久保田税務課長 税務課でございます。

軽油引取税につきましては、その月に特別徴収義務者が特別徴収した県税を、翌月の末までに納税していただくという制度でございます。ただ、軽油の取引に関しましては売り掛けでの取引というのがございますので、2か月間の徴収猶予の制度がございます。

今年度3月分が納期限のものにつきましては、2か月、通常でいけば5月末までの延長だったんですが、今回カレンダーの関係で5月31日が日曜日ということになりまして、それで6月1日まで徴収猶予を延ばしたと。そうすると、もう6月1日まで延ばした部分は元年度の歳入に入ってきてませんものですから、1億未収金として出たというところでございます。

結論から申しますと、翌日には納付していただいているというものでございます。

○城戸淳委員 分かりました。

それと、ちょっと関連で軽油免税券であるじゃないですか、農業とかそういう人たちは免税券を出せば軽油税がかからないと。大体、年間で免税券というのは金額は幾らぐらいか分かりますか。

○久保田税務課長 税務課でございます。

大体13億円ほどが免税軽油の対象となっております。

○城戸淳委員 分かりました、はい。

この免税券に関して、私はちょっと業界のものですけれども、なかなかその免税を面倒くさいからやらないという方も結構いて、そういう方で結局、企業が倒産したりなんかするときには、やっぱりどうしても軽油税が未

納になってしまうんですね、これが……。そういう意味では、この免税券は今回の9月の議員提案にも出ておりますけれども、軽油税の継続という部分ではですね。この辺は、まだ継続していただきたいなと思います。

以上でございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○池永幸生委員 附属資料の5ページですけれども、前年度からに比べたら、2億ほど滞納整理が進められて、本当に立派なことだと思います。

この中に、やはり原因としてスマホの決済が上げられているわけですね。だけど、利用者はまだ4%を切るような状態。やはり、これだけ成果が上がるならば、もっともっと県民の方にこれを周知する、そういった手だては考えておられるかどうか。

○久保田税務課長 税務課でございます。

スマホ決済アプリにつきましては、令和元年度からスタートしておるんですけれども、まだ十分に行き渡ってない部分もあるのかなと思いますので、その辺り、例えば一番数が多い自動車税の納税告知をする際に、そういった周知等をやってはおるんですけれども、引き続き周知に取り組んでまいりたいと思います。

また、さらに一歩進めまして、電子マネー決済による県税納付、これは本県はまだ取り組んでおりませんが、その実施に向けても前向きに検討を進めていきたいと思っております。

○池永幸生委員 これだけ結果が出ているわけですから、近い将来はほとんどスマホの決済になるかと思いますが、世の中がですね。そういったときに、より早く周知をしていくべきじゃなかろうかなと思います。

○松田三郎委員 関連でいいですか。

○田代国広委員長 はい。

○松田三郎委員 今の委員の質問の関連ですけれども、以前私が質問のために、いろいろこの税務課の皆さんじゃないでしょうか、徴収率を上げる努力、そしてまた滞納の整理の努力と、いろいろなことに取り組んで、ほかの県よりも高い水準で頑張っておられるというのが分かって、今だけじゃくて、今までの歴代の税務課の方々大変頑張っていたというなど。

今池永先生おっしゃったように、その中にあって今後のことも含めてですけれども、この、例えば一番下のクレジット納付のところは3つだけ税目って書いてありますけれども、これ例えば上のスマホ決済も一緒ですけれども、県税となる税目は全てこれ対象になるわけじゃなくて、この3つだけ限定して列挙してあるのかどうかというのがまずですね。だから上下、スマホ決済のクレジット納付も、全ての税目において、こういう手段で納付できますよということなのか、あるいはちょっと限られているのかというのを、まず前提として教えていただきたいと思います。

○久保田税務課長 クレジット納付につきましては、基本的には個人の方々為主に納税義務者となられる自動車税、個人事業税、不動産取得税、この税目から今スタートしているというところでございます。

○松田三郎委員 じゃ、個人ならあれですか。さっき上に7割を占めると。個人県民税は、個人だけれども対象にはなっていない。

○久保田税務課長 個人県民税につきましては、市町村民税と合わせて市町村のほうで徴

収されておりますものですから、この中には含まれておりません。

○松田三郎委員 じゃ、最後にもう一つですけれども、今後、徴収コストも下げようと思うなら、こういうのはもっと普及すればいいというのは同じ思いだと思いますけれども、この税金の事の性質上、例えばこのスマホ決済あるいはクレジット納付ならば、ちょっと安く割り引きますよとかするようなインセンティブというのが、例えば税収がその分減るからだめですということなのか、法律上そういう国民年金等は前納とか何とかで割引があるようですけれども、税金の場合はそれができるかどうか。できるとしても、その分割り引いてしまうと全体の税収が減るから、それは妥当でないということなのか。つまりは、何かインセンティブがつけられないかなと思って質問しますけれども、どうですか。

○久保田税務課長 税務課でございます。

そういった制度、まあクレジット決済あるいはスマホ決済についてのインセンティブについて法的に可能かどうかという部分は、そこはしっかり勉強してまいりたいと思っておるんですけれども、一方で、やはりこちらのクレジット決済等につきましても、クレジット事業者に対する手数料等、そういったコストというのもございますので、そういったところと、それからそういったコスト的な部分、それから納税の公平性という部分から、こういったことができるかというのは、検討してまいりたいと思います。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○荒川知章委員 関連なんですけれども、今クレジット納付とかスマホ決済になってますけれども、例えばクレジットが通らない人とかいらっしやると思うんですけれども、そ

ういう人たち、例えば銀行振込というかインターネットバンキングで振り込んだりとか、あとコンビニでの決済とか、そういうので、このクレジット納付をされている方でも、残額が足りなくてできなかったとか、そういう方に関しては多分、役所の5時までちょっと行けない人とか結構いらっしゃると思うんですけども、そういうのってインターネットから、ネットバンキングからの銀行振込とか、そういうのに対応はされるんですか。

○久保田税務課長 窓口が開いている時間になかなか行くことができないという方々につきましては、コンビニでの収納等も今既に制度としてはございます。

クレジットについては、確かにそういった方はいらっしゃるかと思いますので、そのあたりにつきましては、電子マネー決済とかそういった新しい制度を取り入れていきたいというふうに考えております。

○荒川知章委員 ありがとうございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 私のほうから、一言お願いしておきます。

税金は極めて公平に負担を持たなければなりませんし、特に県税におきましては、皆さん方の頑張りによって毎年記録を更新されて非常に徴収率が上がっている状態、極めてありがたいし、うれしいと思います。

それだけに、来年度はかなりのプレッシャーを受けながらの徴収になるかと思えますし、そしてまたコロナが来年あたりは、もろに税収には響く危険性はあるはしないかということを考えますと大変心配いたすところですが、すけれども、資本整備の根幹は税金ですから、ぜひそういったことを十分踏まえていただいて、さらなる、御苦勞ですけれども、徴

収にまた御尽力いただきますようお願いしておきたいと思えます。本当にお世話になりますけれども、よろしく願いしておきます。

それでは質疑がありませんので、これで質疑を終了いたします。

次回の第3回委員会は、10月12日午前10時に開会し、午前中に企画振興部、午後から健康福祉部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。御苦勞さまでした。

午後2時44分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長